

第3編 風水害対策編

第1章 総 則

第1節 本町における風水害の概況

【総務課】

第1 過去の主な風水害

本町における水害で、もっとも大きな被害をもたらしたのは、1742年（寛保2年）の旧暦7月27日から4昼夜に渡る豪雨で、荒川の水位は野上下郷滝の上地区で18mと言われており、付近一帯は水没した。

昭和以降は、本町は風水害による大きな被害を受けていない。

第2 予想される災害

1 土砂災害

本町は、現在、砂防指定地23箇所、地すべり防止区域0箇所、急傾斜地崩壊危険区域2箇所（平成27年12月22日現在）のほか、土砂災害警戒区域等が以下のとおり指定されている。

土砂災害防止法区域指定状況

現象	土砂災害警戒区域	内土砂災害 特別警戒区域
土石流	47	36
地すべり	-	-
急傾斜地の崩壊	79	77
合計	126	113

出典：県土整備部河川砂防課（平成27年12月22日現在）

2 竜巻、突風等

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多い。

本町では、竜巻、突風等による大きな被害は発生していないが、気象台より過去に幾度かの竜巻注意情報が発表されている。

3 雪害

本町は、平成26年2月に大雪に見舞われ、道路交通網の混乱が発生した。今後も記録的な大雪が発生した場合は、交通網や住民の生活機能の麻痺、孤立集落の発生などが予想される。

第2節 災害対応の方針

【総務課】

風水害による被害を最小限にするため、土砂災害警戒区域等の予防を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える空間の整備などにより、総合的かつ計画的に風水害に強いまちづくりを推進する。

第2章 予防・事前対策

第1節 自助、共助による防災力の向上

【関係各課、秩父消防本部】

- 第1 自助による住民の防災力向上
- 第2 自主防災組織の育成強化
- 第3 民間防火組織の育成強化
- 第4 消防団の活動体制の充実
- 第5 防災体制の充実
- 第6 小・中学校における防災教育
- 第7 幼稚園・保育所における防災教育
- 第8 ボランティア等との連携
- 第9 地区防災計画の策定

「第2編 第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

【関係各課】

- 第1 災害に強いまちづくり
- 第2 土砂災害の予防

「第2編 第2章 第2節 災害に強いまちづくりの推進」を準用する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【関係各課】

- 第1 交通関連施設の安全確保
- 第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
- 第3 ライフラインの確保

「第2編 第2章 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」を準用する。

第4節 応急対応力の強化

【関係各課】

- 第1 活動体制の整備
- 第2 防災活動拠点の整備
- 第3 消防力の強化
- 第4 救急救助体制の整備
- 第5 応援機関の受入れ体制の整備

「第2編 第2章 第4節 応急対応力の強化」を準用する。

第5節 情報収集体制・伝達手段の整備

【関係各課】

- 第1 情報収集体制の整備
- 第2 情報伝達手段の整備
- 第3 気象情報や避難情報の活用の周知

町は、早期の住民の避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を掲載した土砂災害ハザードマップを住民に配布し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を周知する。

- 第4 情報処理分析体制の整備
- 第5 情報通信設備の安全対策
- 第6 災害情報のための電話の指定

「第2編 第2章 第5節 情報収集体制・伝達手段の整備」を準用する。

第6節 医療救護等対策

【関係各課】

- 第1 医療救護体制の整備
- 第2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

「第2編 第2章 第6節 医療救護等対策」を準用する。

第7節 帰宅困難者対策

【関係各課】

- 第1 帰宅困難者への情報提供
- 第2 一時滞在施設の開設、飲料水・食料の備蓄
- 第3 学校における対策
 - 「第2編 第2章 第7節 帰宅困難者対策」を準用する。

第8節 避難対策

【関係各課】

- 第1 避難計画の策定
 - 「第2編 第2章 第8節 避難対策」を準用するほか、次のとおりとする。
 - 町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした土砂災害ハザードマップを配布し、住民に近くの避難所や避難経路を事前に確認するよう呼びかける。
- 第2 避難所の選定
- 第3 避難路の確保
- 第4 避難所における生活環境の確保
- 第5 避難所運営計画の策定
- 第6 住民への周知
 - 「第2編 第2章 第8節 避難対策」を準用する。

第9節 災害時の要配慮者対策

【関係各課】

- 第1 在宅の要配慮者に対する安全対策
- 第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策
- 第3 外国人の安全対策
 - 「第2編 第2章 第9節 災害時の要配慮者対策」を準用する。

第10節 物資供給・輸送対策

【関係各課】

第1 飲料水・食料・生活必需品等の供給体制の整備

第2 緊急輸送体制の整備

「第2編 第2章 第10節 物資供給・輸送対策」を準用する。

第11節 生活の早期再建

【関係各課】

第1 応急措置の相談

第2 応急仮設住宅の事前計画

「第2編 第2章 第11節 生活の早期再建」を準用する。

第12節 防疫対策

【関係各課】

第1 防疫活動組織

第2 防疫用資機材の備蓄及び調達

「第2編 第2章 第12節 防疫対策」を準用する。

第13節 文教対策

【関係各課】

第1 応急教育計画の策定

第2 学校の災害対策

「第2編 第2章 第13節 文教対策」を準用する。

第14節 竜巻、突風等対策

【関係各課】

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻、突風等について、住民への注意喚起を行うとともに、生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

第1 竜巻、突風等の発生、対処に関する知識の普及

1 竜巻、突風等について

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧等に伴って発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

(2) 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百mであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位で見ると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

(3) その他の突風

ア ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形等、面的に広がる特徴がある。

イ ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

(4) 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻等の激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻等の激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

竜巻発生確度ナウキャストの概要

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して気象庁ホームページで提供している。

また、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、民間事業者による携帯コンテンツサービスも準備されており、屋外活動での利用も可能となっている。



(出典：気象庁ホームページ)

2 取組方針

竜巻、突風等は局所的、突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

3 竜巻、突風等に関する普及、啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及、啓発を行う。

第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

町は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

また、熊谷地方気象台は町と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及、啓発を行う。

第3 被害予防対策

竜巻、突風等は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、町は、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

- 1 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。
- 2 低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第4 竜巻、突風等対処体制の確立

町は、竜巻、突風等の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻、突風等の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻、突風等の発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

第5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

1 住民への伝達体制

- (1) 町は、ちちぶ安心・安全メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- (2) 町は、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

2 目撃情報の活用

町は、町職員や防災関係機関の職員から、竜巻、突風等の目撃情報を組織的に収集し、

即時性の高い警戒情報の発信に活かすなど、竜巻、突風等の迅速な捕捉を検討する。

第6 適切な対処法の普及

町は、竜巻、突風等への具体的な対処法を住民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

住民は、竜巻、突風等から身の安全を守るため、竜巻、突風等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

1 竜巻、突風等から命を守るための対処法

- (1) 頑丈な建物への避難
- (2) 窓ガラスから離れる
- (3) トイレ等の壁に囲まれた場所に逃げ込む
- (4) 避難時は飛来物に注意する

2 具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24年8月15日））

- (1) 竜巻注意情報発表時、(2) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(3) 竜巻の接近を認知した時には、次に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的变化	対処行動例
1 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
2 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物等安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテン等を閉める。
3 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ア 雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる イ 飛散物が筒状に舞い上がる ウ 竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音） エ 耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときはウ及びエの特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・自動車に乗っている場合は、自動車も飛ばされることもあるので頑丈な建物に避難する。周辺に建物等がない場合には、自動車の中で頭を抱えてうづくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

第15節 雪害対策

【関係各課】

町は、大雪による被害から交通等の確保を図り、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり、予防対策を講ずる。

第1 平成26年2月の大雪の状況

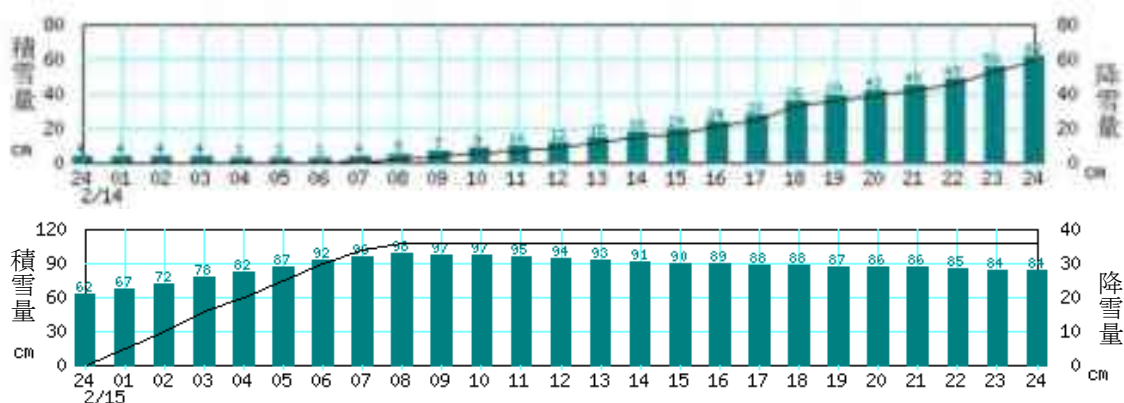
2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。

また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、県内では、14日早朝から雪が降り続き、最深積雪は熊谷市で62cm、秩父市で98cmの大雪を記録した。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

秩父市の積雪の深さの推移

秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深（cm）



(出典：熊谷地方気象台「平成26年2月14日から15日にかけて発達した低気圧に関する埼玉県気象速報」)

第2 住民が行う雪害対策

大雪災害では、町は切迫性の高い緊急事態（雪崩事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応する。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は食料や飲料水等の備蓄など日ごろから災害に対する備えを心がける。

1 自助の取組

(1) 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検等自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講ずるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

(2) 町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点等について、十分な普及、啓発を行う。

2 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、秩父消防本部、秩父警察署等の関連機関と連携し、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及、啓発及び広報に努める。「第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上 第1 自助による住民の防災力向上」を準用する。

第3 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、住民の適切な対処を促す。

1 気象情報等の収集

町は、降雪、積雪に係る気象情報等を収集する。

2 住民への伝達及び事前の周知

町は、住民が主体的に状況を判断し、大雪時に適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

第4 雪害における応急対応力の強化

町は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、日ごろから県、防災関係機関等との連携強化を図る。

雪害に対応する防災用資機材（例）

- 1 除雪機・スノーシュー・かんじき・ストック
- 2 そり・スノーダンプ・スコップ・長靴
- 3 防寒具・防寒用品・ポリタンク

第5 避難所の確保

町は、各地区の人口、地形及び雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保しておく。

第6 孤立予防対策

町は、積雪、雪崩等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（自主防災組織代表者等）の把握を行う。

また、積雪、雪崩等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

1 孤立集落が必要とする支援の想定

町は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、地区の状況を踏まえた孤立集落の支援対策の検討を行う。

2 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・雪崩等の発生履歴等を参考に、次の基準により大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）を把握する。

孤立のおそれがある地区の例は、次のとおり。

- (1) 平成26年2月の大雪で孤立した地区。
- (2) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (3) 集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- (4) 地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (5) 架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

3 救援実施に必要な体制整備

- (1) 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整しておく。
- (2) 孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- (3) 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- (4) 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

4 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要であることから、町は、地域コミュニティの支援機能の強化に取り

組む。

5 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

第7 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設等、要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

1 新設建築物の耐雪構造化

町は、公共建築物の新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

2 老朽建築物の点検及び補修

町は、毎年降積雪期前に町有公共建築物の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

第8 道路交通対策

町は、積雪時における交通手段を確保するため、道路の除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

町は除雪実施体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

1 幹線町道除雪の優先順位

- (1) 特に重要な基幹道路
- (2) 凍結による交通危険箇所
- (3) 雪捨て場の確保
- (4) 雪捨て場へのアクセス道路

2 町の除雪体制

- (1) 必要に応じ、除雪対策本部を設置する。
- (2) 町は、必要な場合には建設業者へ町道の除雪を要請し、町道の除雪に当たらせるものとする。
- (3) 町は、特に重要な道路の安全及び交通確保のため必要な場合は、総務課長に職員の動員を要請する。
- (4) 町は、幹線以外の道路の除雪については、あらかじめ、行政区、自主防災組織等の団体を通じ、住民による除雪体制づくりを啓蒙する。

3 凍結等危険箇所の把握

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め

道路交通の安全に期する。

第9 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、秩父鉄道（株）は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、秩父鉄道（株）は、町等と連携しながら住民に周知する。

第10 ライフライン施設雪害予防

大雪による被害から電力、通信及び上下水道等の確保を図り、降積雪時におけるライフライン機能を維持し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、関係機関は、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

第11 農林水産業に係る雪害予防

町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第3章 応急対策

町内に風水害が発生又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

第1節 応急活動体制

【総務部】

第1 目標

町は、災害発生時に被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、町本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期する。

また、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及びこの計画に定める町本部等の組織に必要な職員を動員、配備し、その活動体制に万全を期する。

第2 活動体制

町、県及び防災関係機関は、日ごろから防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

町内に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）する。町は、あらかじめ救助体制を定めておく。

1 風水害等発生時の体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

配備体制	配 備 基 準	活動内容	配備対象職員
待機体制	ア 台風が町に接近し被害の発生が予想される場合 イ 大規模火災発生時 ウ 大規模事故等発生時 エ その他総務課長が必要と判断した場合		必要と認める各課の職員 (勤務時間外)
警戒体制	災害が発生又は発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	各課長以上及び必要と認める各課の職員
緊急体制	災害発生時又は大規模災害の発生が予測される場合（町に救助法が適用又は適用が予想される場合）	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	全職員
非常体制	相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（町に救助法が適用又は適用が予想される場合）	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	全職員

(1) 待機体制

情報収集を行う体制。

(2) 警戒体制及び緊急体制

町本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制。

(3) 非常体制

町本部を設置して災害対策活動を推進する体制。

2 配備体制の決定

(1) 待機体制

総務課長が行う、必要と認める課の職員による体制。

(2) 初動体制

総務課長が行う。

(3) 緊急体制

町長が行う。

(4) 非常体制

町長が行う。

3 初動体制及び緊急体制時の対応

初動体制及び緊急体制時には、通常の組織をもって災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、本部設置時に準じて行う。

4 夜間・休日等における体制

(1) 日直体制

ア 昼間（午前8時30分から午後5時15分）においては、職員の日直体制

イ 夜間（昼間の時間帯以外）においては、秩父消防本部又は秩父消防署北分署から総務課職員に連絡が入る体制

(2) 情報収集体制時の要員の確保

5 警戒体制、緊急体制における情報収集・伝達手段の確保

(1) 日直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

(2) 警戒体制にかかる要員、各課室長

台風の直撃などにより、災害が発生又は発生が予想される場合に、動員伝達の有無に関わらず、直ちに町庁舎に速やかに参集し、風水害等の情報収集及び本部の設置準備に当たるとともに、情報を分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への要請等の初期対応を適切に行う。

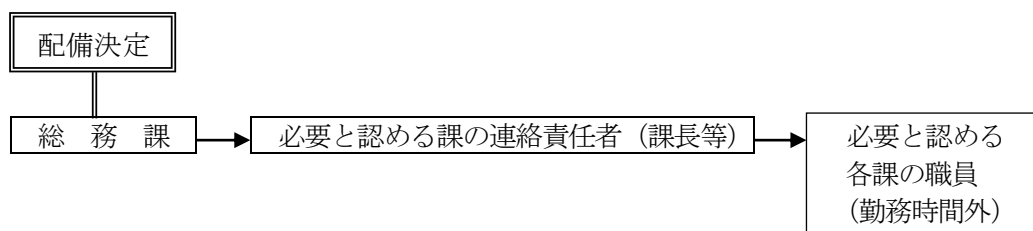
(3) その他の職員

台風などにより、大規模災害が発生又は大規模災害の発生が予測される場合は、動員伝達の有無に関わらず、直ちに町庁舎に速やかに参集し、風水害等の情報収集及び本部の設置準備に当たる。

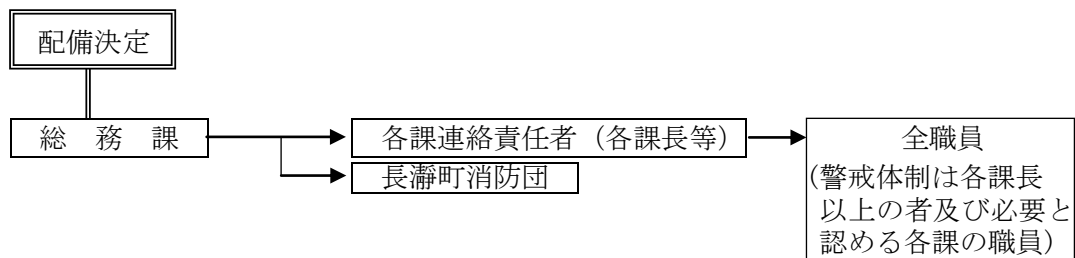
6 職員等の動員体制

(1) 動員系統

ア 待機体制



イ 警戒体制、緊急体制及び非常体制



(2) 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内

庁内放送（口頭）及び電話等で行う。

イ 勤務時間外

電話等で行う。

(3) 災害時の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、町庁舎に参集する。

ア 職員は、参集後直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

イ 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに参集する。

7 町本部の設置

町長は、必要があると認めるときは、本計画及び本部条例に基づき町本部を設置する。

(1) 町本部の設置の通知等

町本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を職員に伝達するとともに、次に掲げる機関に通知する。

ア 知事

イ 報道機関

ウ その他必要と認める機関の長

(2) 町本部の閉鎖

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を閉鎖する。

町本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

(3) 町本部の設置場所

町本部の設置場所は、町庁舎内とする。

町庁舎が被災している場合は、施設管理者が町庁舎の被災状況を判定し、総務課長に伝達する。

総務課長は、町庁舎への町本部の設置の可否を判断し、設置できない場合は、設置可能な場所に本部を設置するとともに、参集職員に明示する。

(4) 本部の機構及び組織

ア 災害対策本部の機構

本部長	副本部長	本部員	部 (4)
町長	副町長	総務課長、企画財政課長、税務課長、町民課長、	
	教育長	健康福祉課長、産業観光課長、建設課長、	
		教育委員会次長	

イ 部の組織

総務部、町民福祉部、環境整備部、教育部の4部とする。

(5) 代理順位

町長が不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が町本部を運営する。

- 順位 1 副町長
2 教育長
3 総務課長

(6) 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

イ 部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

(7) 職務

ア 本部長は、町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。副本部長が複数いる場合は、本部長があらかじめ指定した者が代理する。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(8) 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- ア 本部の非常配備体制に関すること
イ 県及び他市町村等の応援に関すること
ウ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
エ その他重要な災害対策に関すること

(9) 各部の分掌事務

総務部

部 名 等	構 成 員	主 な 分 担 事 務
総 務 部 部 長 総務課長 副部長 企画財政課長	総務課職員	1 本部の開設・運営及び閉鎖に関すること 2 各部との連絡調整に関すること 3 避難の勧告・指示に関すること 4 県、他市町村、自衛隊その他防災等関係機関への要請及び連絡調整に関すること 5 消防団に関すること 6 職員の健康等に関すること 7 庁用自動車等の配車に関すること
	企画財政課職員	8 災害等に関する情報の収集に関すること 9 災害広報に関すること（インターネットによる情報発信、報道機関に対する発表含む） 10 安否情報の収集・提供に関すること 11 災害情報センターの運営・設置の協力に関すること 12 庁舎等町有施設の応急復旧に関すること 13 災害対策予算に関すること 14 その他総務部に関すること
	出納室職員	15 災害出納に関すること 16 義援金の受入れ・保管に関すること
	議会事務局職員	17 他の部に属さない事務に関すること 18 他の部との連絡調整に関すること

町民福祉部

部 名 等	構 成 員	主 な 分 担 事 務
町民福祉部 部 長 健康福祉課長 副部長 町民課長 税務課長	税務課職員	1 罹災証明の発行に関すること 2 被災納税者の調査に関すること 3 税の徴収猶予・減免措置に関すること
	町民課職員	4 埋・火葬の調整に関すること 5 防疫・保健衛生に関すること（動物愛護含む） 6 災害等による廃棄物の処理に関すること
	健康福祉課職員	7 避難所の開設・運営に関すること 8 災害時の要配慮者対策に関すること 9 食料、生活必需品等の調達・配分に関すること 10 食料、生活必需品等集積地の指定及び管理に関すること 11 食料、生活必需品等の応援・救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること 12 医療、助産に関すること（救援所の設置含む） 13 医療救護班の編成、派遣に関すること

		14 医薬品等の確保、供給に関すること 15 義援金等の配分に関すること 16 応急仮設住宅の建設に関すること（応急修理含む） 17 社会福祉協議会との連絡調整に関すること（ボランティア含む）
	給食センター職員	18 避難所の炊き出し供給に関すること

環境整備部

部名等	構成員	主な分担事務
環境整備部	産業観光課職員	1 労働力の確保に関すること 2 その他環境整備部に関すること
部長 建設課長 副部長 産業観光課長	建設課職員	3 道路、橋りょう、河川等の応急対策に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 道路等の障害物の撤去作業の支援に関すること 6 建設業者との連絡調整に関すること

教育部

部名等	構成員	主な分担事務
教育部	教育委員会職員	1 児童、生徒等の安全確保並びに保健衛生に関すること 2 学用品の調達に関すること 3 学校等関係機関との連絡調整に関すること 4 応急教育方法の指導立案に関すること
部長 教育委員会次長	中央公民館職員	5 文教施設の被害調査に関すること 6 文教施設の災害応急対策に関すること 7 文化財の保護に関すること

8 町本部の運営

(1) 本部会議の運営

- ア 本部室は、災害の規模等に応じて総務課長が定め、その入口に「長瀬町災害対策本部」の標識を掲げる。
- イ 本部会議の招集は、電話、庁内放送を通じて行う。
- ウ 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(2) 本部長への報告

本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ア 調査し、把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後、実施する予定の応急措置の内容
- エ 本部長から特に指示された事項
- オ その他必要と認められる事項

(3) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長は、町本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

9 県が実施する救助事務を補助する体制

本町に、救助法が適用された場合は、知事の指揮を受け、救助法に基づく救助事務を補助する。

第2節 情報収集・伝達

【総務部】

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び防災関係機関と緊密に連絡して、迅速かつ的確に収集する。

このため、町における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、本計画の定めるところにより行う。

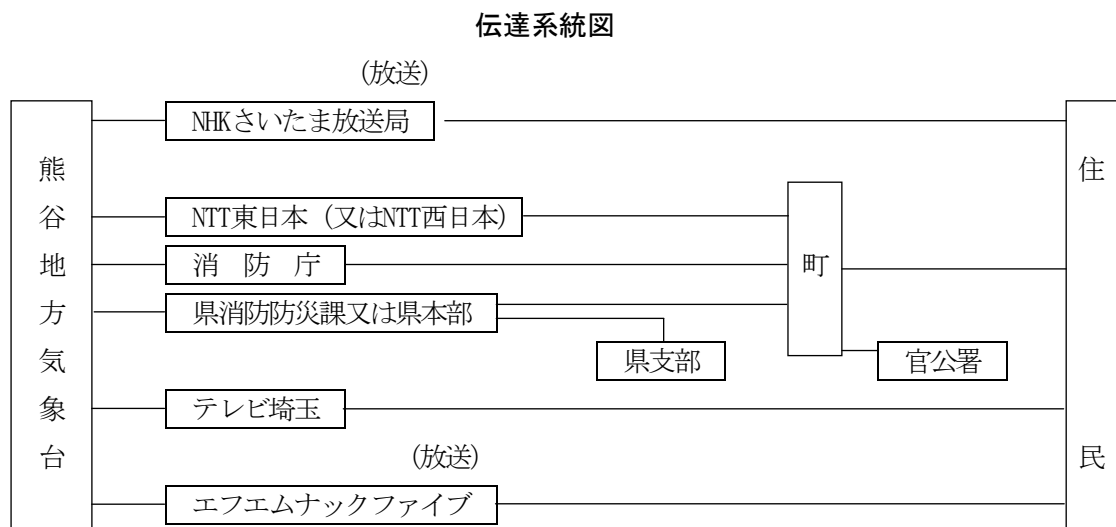
第1 災害情報の収集・伝達

「第2編 第3章 第2節 情報収集・伝達 第1 災害情報の収集・伝達」を準用する。

第2 気象警報等の伝達

1 気象警報等の伝達

熊谷地方気象台は、気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替え、解除した場合は次の機関へ通知する。



2 町における措置

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する（災対法第56条）。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、広報車等により住民へ周知する。

3 勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達を迅速かつ的確に行う。

第3 特別警報・警報・注意報等の伝達

熊谷地方気象台が発表する注意報、警報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報

熊谷地方気象台は、大雨（土砂災害）や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、県内の市町村ごとに発表する。

なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

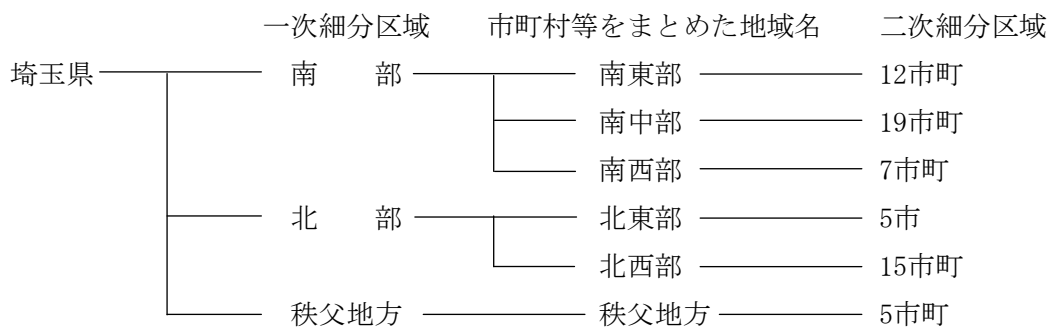
(2) 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。

本町は、**秩父地方**に該当する。

予報、特別警報・警報・注意報の細分区域



特別警報・警報・注意報の種類の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報の種類概要

特別警報・警報の種類		概要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大 雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特 別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事 項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい ときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重 大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災 害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害 が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の 損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」 に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な 災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注意報の種類概要

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

注意報の種類と発表基準（長瀬町）

種 類	発 表 基 準	
注意報	風 雪 注意報	平均風速が10m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合
	強 風 注意報	平均風速が10m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
	大 雨 注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：1時間雨量 40mm以上 土壌雨量指数基準：113以上
	洪 水 注意報	洪水によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：1時間雨量 40mm以上 荒川流域の流域雨量指数：46以上
	大 雪 注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
	濃 霧 注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は、次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
	雷 注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾 燥 注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
	着氷・着雪 注意報	著しい着雪（雪）で、被害が予想される場合
	霜 注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
	低 温 注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
	洪 水 注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：1時間雨量 40mm以上 荒川流域の流域雨量指数：46以上

警報、特別警報の種類と発表基準（長瀬町）

種 類		発 表 基 準
警 報	暴風警報	平均風速が15m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	暴風雪警報	平均風速が15m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 (浸水害) 雨量基準：1時間雨量 70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：162以上
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 雨量基準：1時間雨量 70mm以上 荒川流域の流域雨量指数：57以上
特別警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したときに発表 1時間雨量 100mm

(注)

- ア 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- イ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続される。
- ウ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報等の運用を行うことがある。
- また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ア 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、熊谷地方気象台が発表する。

イ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

ウ その他の気象

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報等がある。

2 消防法に基づく火災気象通報（秩父地方）

熊谷地方気象台長が県知事に通報するもので、通報基準は、当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- (1) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- (2) 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上、ただし、降雨・降雪中は除く
- (3) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

3 熊谷地方気象台と埼玉県・町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災担当課責任者または県防災担当者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、町長または幹部職員に直接連絡を行う。

また、町は、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - (2) 特別警報の発表予告、発表、切替、解除をした場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を解除した場合
- ※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

第4 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達

町は、県及び防災関係機関と連携して、土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、町が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

県と熊谷地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、県と気象台が監視する発表基準に予想及び実況で達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の事項のいずれかに該当する場合に、県と熊谷地方気象台が協議して行われる。

種 別	基 準
発 表	1 大雨警報（土砂災害）発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合 2 より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要がある場合
解 除	1 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合 2 無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 町の措置

町長は、土砂災害警戒情報の発表により警戒対象となったときは、土砂災害に関するメッシュ情報、土砂災害警戒区域等を参考にしつつ、周辺の溪流、斜面の状況や気象情報等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

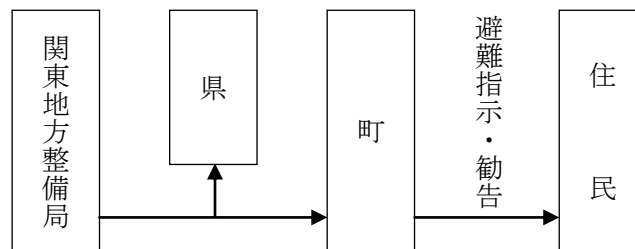
2 土砂災害緊急情報の発表

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第29条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

土砂災害情報の伝達系統は、以下のとおりとする。

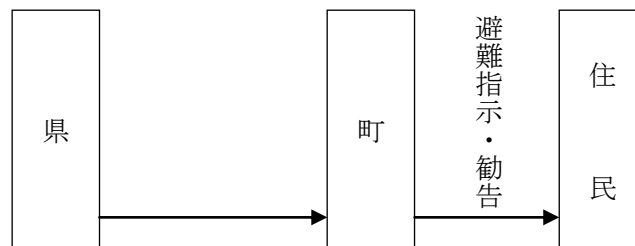
〈国が緊急調査を行う場合〉

- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流
- ・火山噴火に起因する土石流
- ・河道閉塞による湛水



〈県が緊急調査を行う場合〉

- ・地すべり



3 情報の伝達

- (1) 町は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集・伝達する。
- (2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及び防災関係機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。
- (3) 町は、土砂災害警戒区域を含む自主防災組織や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、町で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- (4) 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切な時期に情報提供を行う。

4 避難勧告等

(1) 避難勧告等の発令

土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の対象となった場合、町長は、周辺の溪流、斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

(2) 避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ適切な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難支援に努める。

(3) 二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

ア 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

イ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。

ウ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

エ 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡。

オ 発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を実施。

カ 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供。その際、要配慮者に配慮した伝達に留意。

(4) 応援要請

町長は、町の地域内に土砂災害等が発生し、町の組織のみでは対応できない場合は、自衛隊の災害派遣（第2編 第3章 第6節参照）及び周辺市町村等に応援要請（第2編 第3章 第5節参照）を行う。

第5 風水害時に収集すべき情報

風水害時に収集すべき情報を以下に示す。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
特別警報、 気象注意報、 気象警報、 気象情報等	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方气象台 ・県消防防災課	・防災情報提供システム（気象庁） ・ホットライン ・防災行政無線 ・加入電話、テレビ・ラジオ ・気象庁ホームページ ・緊急速報メール（特別警報）
雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・消防独自の雨量観測所	・防災情報システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況 ・土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度の把握）	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織 ・気象庁ホームページ ・県河川砂防情報システム	
危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・ホットライン ・アマチュア無線 ・土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度の把握）
住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員	・町防災行政無線移動局

	難人数、避難所等) ・ 自主避難の状況		・ 消防・警察 ・ 自主防災組織	・ 消防無線 ・ 加入電話 ・ アマチュア無線
--	------------------------	--	---------------------	-------------------------------

災害発生段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・ 内陸滞水・高潮による浸水状況 ・ がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・ 発災による物的・人的被害に関する情報 <p>〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕</p>	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町、消防機関等の警戒員 ・ 警察 ・ 各公共施設の管理者等 ・ 自主防災組織、住民 <p>〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システム ・ 町防災行政無線移動局 ・ 消防無線 ・ 加入電話 ・ ホットライン ・ 警察無線 ・ アマチュア無線 ・ 災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・ 孤立防止無線
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況 	被災後、被害状況が把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各ライフライン関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入電話 ・ ホットライン ・ 災害応急復旧用無線電話
住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所管理者、勤務要員 ・ 消防・警察 ・ 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町防災行政無線移動局 ・ 消防無線 ・ 加入電話 ・ アマチュア無線

第6 異常な現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象（竜巻や強い雹等）を速やかに把握する。

災対法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

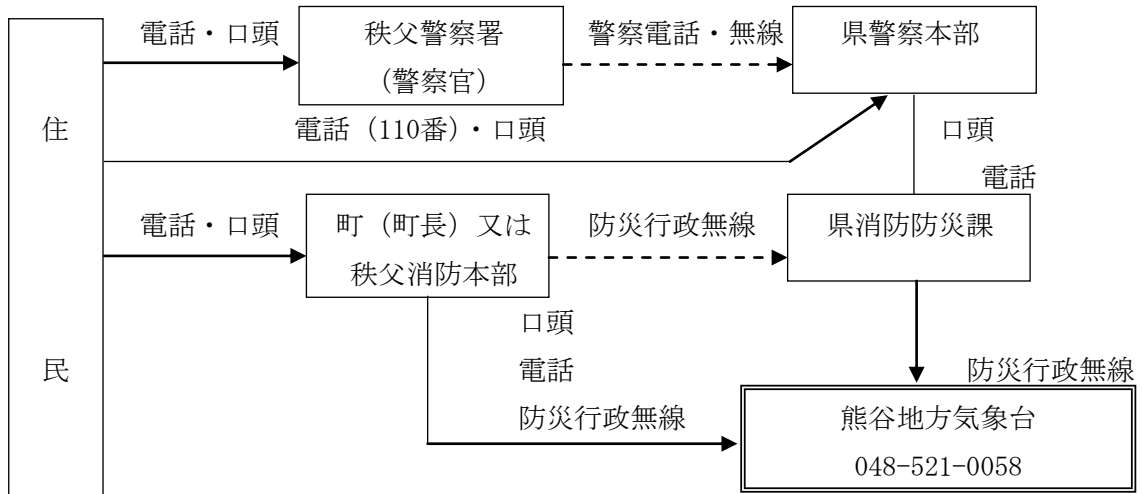
何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第3項）

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、県計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

異常現象の通報、伝達経路



第7 ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図る。

本町に関するダム

ダム名	関係河川名	所在市町村	管理者
二瀬ダム	荒川	秩父市	国土交通省
浦山ダム	荒川	秩父市	水資源機構
滝沢ダム	中津川	秩父市	水資源機構

《資料-21 二瀬ダム放流に伴う広報体制》

《資料-22 浦山ダム放流に伴う広報体制》

《資料-23 滝沢ダム放流に伴う広報体制》

第8 広聴広報活動

「第2編 第3章 第2節 情報収集・伝達 第2 広報広聴活動」を準用する。

第3節 避難対策

【総務部、町民福祉部】

第1 避難の実施

避難の実施については、「第2編 第3章 第3節 避難対策」を準用するほか、次のとおりとする。

緊急時に際し危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るための計画とする。

また、避難所の名称、所在地及び収容人員等は、この計画の定めるところによる。

1 避難の勧告及び指示

(1) 実施責任者

避難のための立ち退きの勧告、指示、立ち退き先の指示及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行う。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
勧告	町長 知事（注1）	災対法第60条	災害全般
指示	知事又はその命を受けた職員	水防法第22条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	町長 知事（注1）	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第22条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 （その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条	災害全般

（注1）知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

ア 勧告又は指示

(ア) 町長

町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告、指示、立ち退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。

(イ) 知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ

たときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示する。

イ 指示

(ア) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する町の吏員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。

(イ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難を指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

町長は、避難の勧告又は指示を次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 立ち退き先

ウ 避難先及び避難経路

エ 避難理由

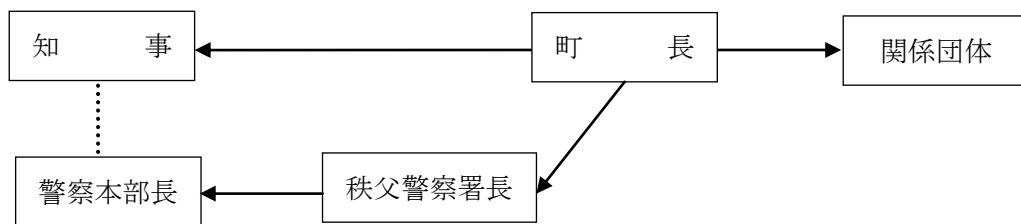
オ 避難時の留意事項

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

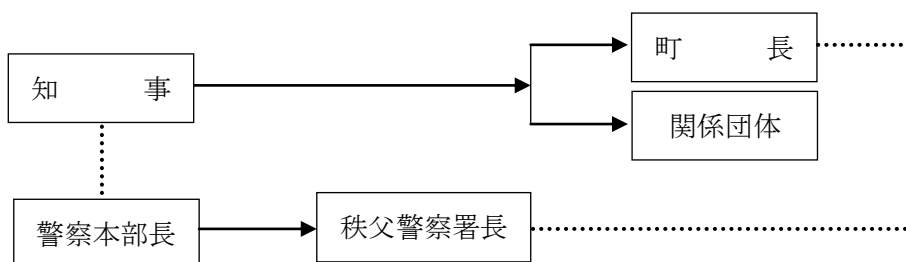
(3) 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立ち退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。(注「→」は通知「…」は相互連絡を示す)

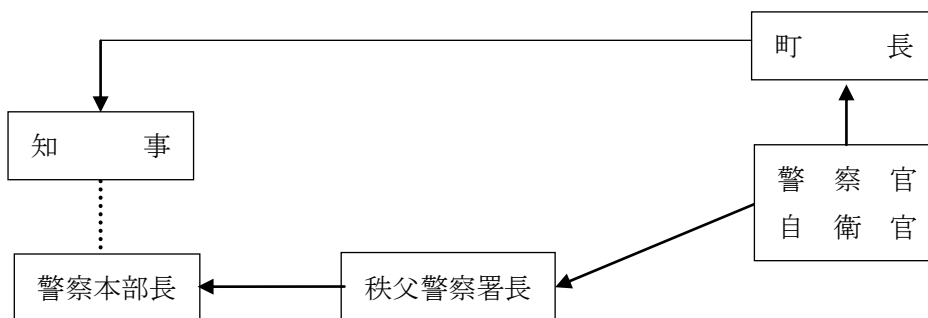
ア 町長



イ 知事又はその命を受けた職員



ウ 警察官、自衛官



(4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準、伝達方法等

町長は、次の基準により発令し、伝達する。

避難準備情報・避難指示・避難勧告の発令基準

種別	発令基準	伝達方法
避難準備情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する注意が必要との関係機関からの通報を受け、避難準備を要すると判断するとき。 2 その他避難の準備勧告を必要とするとき。 	防災行政無線、広報車、メール、口頭伝達、拡声器、メガホン等を使用して行う。
避難勧告 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線、広報車、メールによる周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (避難行動要 支援者等に対 する避難情 報)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等へ避難行動開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 警戒区域の設定

警戒区域の設定に当たっては、次に示す状況に応じて指示を行う。

また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 町長 (イ) 警察官（注1） (ウ) 自衛官（注3） (エ) 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) (ア) に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア) 及び (イ) がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

3 避難誘導

(1) 町の役割

ア 避難の勧告・指示又は避難準備情報の伝達

町長は、住民に対し、避難の勧告・指示又は避難準備情報を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

- | |
|---|
| <p><災害の発生状況に関する状況></p> <ul style="list-style-type: none">・河川が氾濫する等の災害が発生したこと
(発生場所や時刻等の具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。)・災害の拡大についての今後の見通し <p><災害への対応を指示する情報></p> <ul style="list-style-type: none">・危険地区住民への避難指示・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請・周辺河川や斜面状況への注意・監視・誤った情報に惑わされないこと・冷静に行動すること |
|---|

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

イ 避難誘導

避難に当たっては、要配慮者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

(2) 警察の任務

ア 警察官が避難誘導を行う場合は、町、秩父消防本部等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行う。

イ 住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

第2 避難所の開設・運営

「第2編 第3章 第3節 避難対策 第2 避難所の開設・運営」を準用する。

第4節 消防・水防活動

【秩父消防本部】

第1 消防活動

「第2編 第3章 第4節 消防活動」を準用する。

第2 水防活動

長瀨町の河川は多くが掘込河道であることから、護岸の洗掘等の可能性はあるものの、大規模な洪水の発生は考えにくい。しかし、近年の異常気象の発生状況に鑑み、集中豪雨等による河川の増水、溪流出口での谷水の氾濫、道路側溝や排水施設の溢水などにより家屋の浸水や道路の交通支障等のおそれが生じた場合は、消防活動の体制に準じて応急活動を行うこととする。

1 水防活動

洪水等の発生するおそれがある場合は、必要に応じて消防団を待機させるとともに、秩父消防本部、秩父県土整備事務所との連絡を密にし、出動要請を行う際に支障のない体制をとる。

小規模な氾濫等の場合は、町の職員をもって対応にあて、町の対応力を上回ると予想される場合は、消防団の出動を要請する。

2 関係機関との連携

上記の体制による町、消防団の対応力を上回る水防活動の必要があると認められる場合は、秩父消防本部、秩父県土整備事務所に協力・応援を要請する。

第3 応援要請

「第2編 第3章 第4節 消防活動」を準用する。

第5節 応援要請、応援の受入れ

【総務部、秩父消防本部】

第1 県及び指定地方行政機関等への応援要請

第2 市町村間の相互応援

第3 応援の受入れ

第4 要員確保

「第2編 第3章 第5節 応援要請、応援の受入れ」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣

【総務部】

- 第1 自衛隊災害派遣活動の活動範囲
- 第2 災害派遣の要請要領
- 第3 災害派遣部隊の受入れ体制の確保
- 第4 自衛隊の自主派遣
- 第5 災害派遣部隊の撤収要請
- 第6 経費負担

「第2編 第3章 第6節 自衛隊災害派遣」を準用する。

第7節 災害救助法の適用

【総務部】

第1 災害救助法の適用手続

第2 災害救助法の適用

第3 応急救助の実施方法

「第2編 第3章 第7節 災害救助法の適用」を準用する。

第8節 緊急輸送道路・ライフライン等の確保

【総務部、環境整備部、皆野・長瀬上下水道組合】

第1 緊急輸送道路の確保

第2 鉄道施設の応急対策

第3 ライフライン施設の応急対策

「第2編 第3章 第8節 緊急輸送道路・ライフライン等の確保」を準用する。

第9節 医療救護等対策

【総務部、町民福祉部、秩父消防本部】

第1 初動医療体制

第2 遺体の取扱い

「第2編 第3章 第9節 医療救護等対策」を準用する。

第10節 災害時の要配慮者対策

【総務部、町民福祉部】

第1 避難行動要支援者等の避難支援

第2 避難生活における要配慮者支援

第3 社会福祉施設入所者等の安全確保

第4 外国人の安全確保

「第2編 第3章 第10節 災害時の要配慮者対策」を準用する。

第11節 帰宅困難者対策

【総務部、町民福祉部】

第1 帰宅困難者への情報提供

第2 一時滞在施設の開設・運営

「第2編 第3章 第11節 帰宅困難者対策」を準用する。

第12節 物資供給・輸送対策

【総務部、町民福祉部、環境整備部、皆野・長瀬上下水道組合】

第1 飲料水の供給

第2 食料の供給

第3 生活必需品の供給

第4 物資（飲料水、食料、生活必需品）拠点の開設、運営及び要員の確保

第5 緊急輸送

「第2編 第3章 第12節 物資供給・輸送対策」を準用する。

第13節 二次災害等の防止

【総務部、環境整備部】

第1 公共施設の応急対策

第2 一般建築物の応急対策

第3 その他防災上考慮すべき施設等

第4 土砂災害対策

「第2編 第3章 第13節 二次災害等の防止」を準用する。

第14節 生活の早期再建

【環境整備部】

第1 応急住宅対策

第2 がれき処理等廃棄物対策

「第2編 第3章 第14節 生活の早期再建」を準用する。

第15節 防疫対策

【総務部、町民福祉部】

第1 防疫活動

第2 動物愛護

「第2編 第3章 第15節 防疫対策」を準用する。

第16節 文教対策

【教育部】

第1 応急教育

第2 教材・学用品等の調達及び配給の方法

第3 文化財の応急措置

「第2編 第3章 第16節 文教対策」を準用する。

第17節 商工・農林水産業対策

【環境整備部】

第1 商工業対策

第2 農林水産業対策

「第2編 第3章 第17節 商工・農林水産業対策」を準用する。

第4章 復旧復興対策

第1節 災害復旧

【関係各課】

- 第1 災害復旧事業計画の作成
- 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
- 第3 災害復旧事業の実施

「第2編 第4章 第1節 災害復旧」を準用する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

【関係各課】

- 第1 被災住民等からの相談の対応
- 第2 罹災証明書の発行
- 第3 被災者の精神保健対策（こころのケア）
- 第4 町税の減免
- 第5 災害弔慰金、見舞金の支給
- 第6 災害援護資金等の貸付
- 第7 義援（見舞）金品の受付、配布
- 第8 被災者生活再建支援制度の活用
- 第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

「第2編 第4章 第2節 被災者の生活再建等の支援」を準用する。

第3節 被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援

【関係各課】

- 第1 被災中小企業への融資
- 第2 被災農林漁業事業者への融資

「第2編 第4章 第3節 被災中小企業、農林漁業事業者の再建等の支援」を準用する。

第4節 復興対策

【関係各課】

第1 復興に関する事前の取組の推進

第2 復興対策本部の設置

第3 復興計画の策定

第4 復興事業の実施

「第2編 第4章 第4節 復興対策」を準用する。

